

東京都立高等学校チャレンジスクール入学者選抜実施要綱

令和6年度の東京都立高等学校定時制課程単位制高等学校のうち、総合学科の六本木高校、大江戸高校、世田谷泉高校、稔ヶ丘高校、桐ヶ丘高校及び小台橋高校（以下「チャレンジスクール」という。）並びに普通科の八王子拓真高校（チャレンジ枠）の入学者選抜は、東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則（平成5年東京都教育委員会規則第1号）に基づき、この東京都立高等学校チャレンジスクール入学者選抜実施要綱（以下「本実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。

第 1 学力検査等に基づく選抜（第一次募集）

第1-1 第一次募集日程

事 項		日 時	
出 願		インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）を行い、かつその他出願に要する書類については、下記書類提出期間必着で、各都立高校に簡易書留郵便等により郵送したものを受け付ける。 〔入力期間〕令和5年12月20日（水）から令和6年2月 6日（火）午後5時まで ※ 入力期間とは、インターネット出願において、インターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に志願者情報等を入力することができる期間のことである。以下、本実施要綱において同じ。 〔書類提出期間〕令和6年1月31日（水）から2月 6日（火）まで（必着） ※ 書類提出期間とは、出願サイトへの入力に加え、出願に要する書類を志願先の都立高校へ提出する期間のことである。以下、本実施要綱において同じ。	
志願変更 （注1、2）	入学願書取下げ	令和6年2月13日（火）	午前9時 ～ 午後3時
	入学願書再提出	令和6年2月14日（水）	午前9時 ～ 正午
検 査		令和6年2月21日（水）	（第1学年相当）集合 午前8時30分 面接については、令和6年2月21日（水）以後、各都立高校が定める日時
		令和6年2月20日（火）	（第2学年相当以上）集合 午前8時30分
合 格 者 の 発 表		令和6年3月 1日（金）	午前8時30分（合否照会サイト上で発表） 午前9時30分（校内掲示）
合格者の入学手続		令和6年3月 1日（金） 3月 4日（月）	午前9時30分 ～ 午後3時30分 午前9時 ～ 正午

（注1） 志願変更ができるのは、第1学年相当に出願した者のみであり、第2学年相当以上に出願した者は志願変更はできない。

（注2） チャレンジスクール又は八王子拓真高校（チャレンジ枠）の志願者は、全日制の都立高等学校（ただし、全日制の応募資格を有する者に限る。）、他のチャレンジスクール（八王子拓真高校（チャレンジ枠）を含む。）、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校への志願変更ができる。

第1-2 募集人員

「令和6年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

なお、高等学校等中途退学者を対象とした特別枠を設ける（八王子拓真高校を除く。）。

第1-3 応募資格等

（1）第1学年相当

東京都立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「都立高校の実施要綱」という。）第2-3-1に定める定時制の応募資格を有する者又は同資格を有する高等学校等中途退学者で、令和5年12月までの高等学校における修得単位数が18単位以下の者

(2) 第2学年相当以上

都立高校の実施要綱第2-3-1に定める定時制の応募資格を有する高等学校等中途退学者で、在学していた期間が1年以上、かつ、令和5年12月までの高等学校における修得単位数が19単位以上の者

第1-4 出願方法

志願者は、1校に限り出願する。

チャレンジスクールの志願者は1部から3部までの各部に、八王子拓真高校（チャレンジ枠）の志願者は1部又は2部の各部に、それぞれ志望の順位を付けて出願することができる。

第1-5 出願手続

第1-5-1 中学校、義務教育学校、特別支援学校及び中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長の手続

次の(1)及び(2)により、出願に必要な書類の作成等を行い、都立高校長宛てに、簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により、書類提出期間に必着するように提出する。

(1) 入学願書（様式4）

都内の中学校長は、志願者が出願サイト上に入力した事項及び添付された写真が本人のものであること並びに志願しようとする都立高校への応募資格があることを確認し、中学校用の出願管理サイトを通じ、承認の登録を行う。

(2) 志願者一覧（様式34）

都立高校の実施要綱第1-5-1（5）に定める方法により作成する。

第1-5-2 志願者の手続

第1-5-2-1 出願に要する書類等

(1) 都立高等学校入学者選抜出願書類一覧（チャレンジスクール及び八王子拓真高校（チャレンジ枠））別表2-2-2（97ページ）のとおり。

なお、高等学校等中途退学者で高等学校における修得単位がある者は、上記の書類の他に、高等学校の単位修得証明書・成績証明書（学校所定の様式）を提出する。

(2) インターネット出願では、志願者情報等を出願サイトに入力する。ただし、やむを得ない事情によりインターネット出願を行うことができない場合は、所定の入学願書により出願することとする。その際、チャレンジスクールの入学願書は八王子拓真高校（チャレンジ枠）のみ都立高等学校（以下「都立高校」という。）共通の様式（様式4）を用い、その他の学校については各学校所定の様式を用いる。

(3) 調査書の提出は必要としない。また、自己PRカードに代えて学校所定の志願申告書を提出する。

(4) **入学考査料は950円**とする（出願サイト上での決済又は所定の納付書による納付とする。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードする。やむを得ず所定の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出する。）。

第1-5-2-2 提出方法

都立高校の実施要綱第2-5-2-2を準用する。

第1-5-3 受検票の交付

都立高校の実施要綱第2-5-3を準用する。

第1-6 志願の変更

第1-6-1 志願変更

志願者は、入学願書提出後、別表3-1（99ページ）の○を付した変更について、1回に限り行うことができる。ただし、入学願書の返却を受けたチャレンジスクール（八王子拓真高校（チャレンジ枠）を含む。以下この項において同じ。）に再提出することはできない。

第1-6-2 志願変更の手続

(1) 志願変更の手続は、都立高校の実施要綱第2-6-2を準用する。ただし、他のチャレンジスクールに入学願書を再提出する場合は、新たに志願申告書を作成し提出する。

(2) 面接を実施する全日制の都立高校へ志願変更をする場合、又は一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校へ志願変更をする場合は、新たに自己PRカードを作成し、調査書とともに提出する。

(3) 全日制の都立高校へ志願変更をする者は、入学考査料の差額（1,250円）を再提出先の都立高校の窓口において、現金で納付する。

第1-7 検査の実施

(1) 検査内容

面接及び作文を実施する。

面接又は作文を受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

(2) 集合時刻及び時間割

＜六本木高校、大江戸高校、世田谷泉高校、稔ヶ丘高校、桐ヶ丘高校及び小台橋高校＞

	開始時刻 ～ 終了時刻	時 間	検 査 内 容
集 合	午前 8時30分		
第 1 時 限	午前 9時00分 ～ 午前 9時50分	50分	作 文
第 2 時 限	各都立高校が定める時刻		面 接

(注) 志願者が多い場合には、面接が2日間にわたる場合がある。

＜八王子拓真高校（チャレンジ枠）＞

	開始時刻 ～ 終了時刻	時 間	検 査 内 容
集 合	午前 8時30分		
第 1 時 限	午前 9時00分 ～ 午前 9時50分	50分	作 文

(注) 面接については、2月22日（木）に実施する。集合時刻については、受検票により指定する。

(3) 検査会場

受検票により指定する。

第1-8 採点

都立高校の実施要綱第2-9(1)から(5)までを準用する。

第1-9 選考

第1-9-1 選考

(1) 第1学年相当

志願申告書、面接及び作文を総合した審査結果（以下「審査結果」という。）、入学願書による志望並びに都立高校の校長（以下「都立高校長」という。）が必要とする資料により行う。

(2) 第2学年相当以上

高等学校の単位修得証明書・成績証明書、審査結果、入学願書による志望及び都立高校長が必要とする資料により行う。

第1-9-2 選考委員会

都立高校の実施要綱第2-10-4を準用する。

第1-9-3 合格候補者の決定

(1) 各部の募集人員を合計した人員を、審査結果の順により決定する。

(2) 部ごとに、前項(1)の人員のうち、その部を第1志望とした者の中から合格候補者を決定する。

第1志望で募集人員に達しない部は、その不足人員を(1)の人員のうちから志望の順位に基づき、審査結果の順に充足する。

(3) 特別枠の合格候補者が募集人員に満たない場合は、中学校を卒業する見込みの者又は既に卒業した者で充足することができる。

(4) (2)及び(3)の方法により充足しない部がある場合、当該の部について、合格候補者となっていない受検者の中から、審査結果の順に、当該の部の志望の有無に基づき充足する。その際、充足しない部が複数ある場合は、審査結果の順に、当該の部の志望の有無に基づき、志望の順位により充足する。

第1-9-4 合格者の決定

都立高校長は、選考委員会で決定した合格候補者を入学許可予定者（以下「合格者」という。）として決定する。

第1-10 合格者の発表及び入学手続（入学確約書の提出）

都立高校の実施要綱第2-11及び第2-12を準用する。

第 2 学力検査等に基づく選抜（第二次募集）

第2-1 第二次募集日程

事 項		日	時
出 願		令和6年3月 6日（水）	午前9時～午後3時
志願変更 （注1）	入学願書取下げ	令和6年3月 7日（木）	午前9時～午後3時
	入学願書再提出	令和6年3月 8日（金）	午前9時～正午
検 査		令和6年3月 9日（土）	集合 午前8時30分
合 格 者 の 発 表		令和6年3月14日（木）	午前8時30分（可否照会サイト上で発表） 正午（校内掲示）
合 格 者 の 入 学 手 続		令和6年3月14日（木） 3月15日（金）	正午～午後3時 午前9時～正午

（注1） チャレンジスクール又は八王子拓真高校（チャレンジ枠）の志願者は、全日制の都立高校（ただし、全日制の応募資格を有する者に限る。）、他のチャレンジスクール、八王子拓真高校（チャレンジ枠）、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校への志願変更ができる。

（注2） 第二次募集は、第1学年相当のみとする。

第2-2 募集人員

第一次募集の結果、入学手続者数が募集人員に達しない都立高校は、その相当人員について第二次募集を行う。

第2-3 応募資格

本実施要綱第1-3(1)を準用する。

なお、第二次募集入学願書受付までに終了する都立高校の推薦に基づく選抜、連携型中高一貫教育に関わる選抜、第一次募集・分割前期募集の選抜、海外帰国生徒対象の選抜、引揚生徒対象の選抜、在京外国人生徒対象の選抜及び国際バカロレアコースの選抜における合格者、都立特別支援学校の高等部の入学許可予定者となり入学確約書を提出した者（入学手続を終えた者も含む。）、都立中高一貫教育校の高校・後期課程に進学・進級を予定している者並びに東京都立大学法人東京都立産業技術高等専門学校の入学許可予定者の応募は認めない。

また、一人でも多くの生徒の都立高校への進学を保障する趣旨から、既に国私立高校に入学手続を終えている生徒については、以後の募集への出願を遠慮すること。

第2-4 出願方法

志願者は、1校に限り出願する。また、募集のある全ての部に志望の順位を付けることができる。

第2-5 出願手続

第2-5-1 中学校の校長の手続

本実施要綱第1-5-1を準用する。

第2-5-2 志願者の手続

第2-5-2-1 出願に要する書類等

本実施要綱第1-5-2-1を準用する。ただし、入学考査料は所定の納付書により納付書裏面に記載の納付場所で納付し、領収証書を入学願書の裏面に貼り付けること。

第2-5-2-2 提出方法

都立高校の実施要綱第3-5-2-2を準用する。ただし、インターネット出願は行わないため、所定の用紙を持参により提出する。

第2-5-2-3 受検票の交付

都立高校の実施要綱第3-5-3を準用する。

第2-6 志願の変更

第2-6-1 志願変更

志願者は、入学願書提出後、別表3-2（99ページ）の○を付した変更について、1回に限り行うことができる。ただし、入学願書の返却を受けたチャレンジスクール（八王子拓真高校（チャレンジ枠）を含む。以下この項において同じ。）に再提出することはできない。

第2-6-2 志願変更の手続

- (1) 志願変更の手続は、都立高校の実施要綱第3-6-2を準用する。ただし、他のチャレンジスクールに入学願書を再提出する場合は、新たに志願申告書を作成し提出する。
- (2) 面接を実施する全日制の都立高校へ志願変更をする場合、又は一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校へ志願変更をする場合は、新たに自己PRカードを作成し、調査書とともに提出する。
- (3) 全日制の都立高校へ志願変更をする者は、入学考査料の差額（1,250円）を再提出先の都立高校の窓口において、現金で納付する。

第2-7 検査の実施

(1) 検査内容

面接及び作文を実施する（本実施要綱第1-7(1)を準用する。）。

(2) 集合時刻及び時間割

	開始時刻 ～ 終了時刻	時 間	検 査 内 容
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ～ 午前 9時50分	50分	作 文
第2時限	各都立高校が定める時刻		面 接

(3) 検査会場

受検票により指定する。

第2-8 採点、選考

本実施要綱第1-8、第1-9を準用する。

第2-9 合格者の発表及び入学手続（入学確約書の提出）

都立高校の実施要綱第3-11、第3-12を準用する。

第2-10 第三次募集の実施について

- (1) 第二次募集の結果、入学手続者数が募集人員に達しない場合は、都立高校の実施要綱第3-1で定めた定時制第二次募集日程で、第三次募集を行う。
なお、第三次募集の結果にかかわらず、第四次募集は実施しない。
- (2) 第三次募集の実施について必要な事項は別に定める。

第 3 本人得点の開示等

都立高校の実施要綱第5-1及び第5-3を準用する。ただし、第5-3-1において、当該都立高校長は、都内の中学校に在学している受検者が、中学校における進路指導や学習指導に活用するために、都立高校から中学校へ検査結果を提供することについて同意した場合のみ、当該受検者の選抜用評定等確認表（様式21）を作成する。その際、当該受検者の選抜用評定等確認表については、面接の得点、作文の得点及び志願申告書の得点のみを記載する。

第 4 その他

- 1 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条第5号に規定する学力認定は、本実施要綱の定める検査の成績により行う。
- 2 応募資格に違反し、又は必要書類の重要事項の誤記、不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。
- 3 本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都立高校の実施要綱の規定を準用する。

<参考>東京都立高等学校チャレンジスクール入学者選抜実施要綱（第一次募集）主な相違点

項 目			チャレンジスクール						八王子拓真 (チャレンジ枠)
			六本木	大江戸	世田谷泉	稔ヶ丘	桐ヶ丘	小台橋	
出 願 方 法			1 ～ 3 部の各部に志望の順位を付けて出願						1 部、2 部の各部 に志望の順位を付 けて出願
出願手続 (出願に要 する書類)	中学校卒業見込みの者 又は既卒者		① 入学願書（学校所定の様式。ただし、八王子拓真高校（チャレンジ枠）のみ都立高校共通の様式（様式4）） インターネット出願では、志願者情報等を出願サイトに入力する。 ② 入学考査料（出願サイト上での決済又は納付書による納付とする。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所まで納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードする。やむを得ず所定の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出する） ③ 志願申告書（学校所定の用紙） ④ 卒業見込証明書（都外の中学校を卒業見込みの者）又は卒業証明書（既卒者） ⑤ 住民票記載事項証明書（様式応3）(都内に住所を有する既卒者)(注1、2)						
	高等学校等 中途退学者 で高等学校 での修得単 位がある者	第1学年相当	① 入学願書（学校所定の様式。ただし、八王子拓真高校（チャレンジ枠）のみ都立高校共通の様式（様式4）） インターネット出願では、志願者情報等を出願サイトに入力する。 ② 入学考査料（出願サイト上での決済又は納付書による納付とする。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所まで納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードする。やむを得ず所定の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出する） ③ 志願申告書（学校所定の用紙） ④ 高等学校の単位修得証明書・成績証明書（学校所定の様式） ⑤ 住民票記載事項証明書（様式応3）(都内に住所を有する者)(注1、2)						第2学年相当以 上の募集を 行わない。
		第2学年 相当以上							
志願の変更	中学校卒業見込みの者 又は既卒者		入学願書提出後、1回に限り他のチャレンジスクール（八王子拓真高校（チャレンジ枠）を含む。以下この項において同じ。）、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）、砂川高校及び全日制高校（ただし、全日制の応募資格を有する者に限る。）に、志願変更をすることができる。 （他のチャレンジスクールに入学願書を再提出する場合は、新たに志願申告書を作成して提出する。面接を実施する全日制高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校へ志願変更をする場合は、新たに自己PRカードを作成し、調査書とともに提出する。また、全日制高校に志願変更をする者は、入学考査料の差額（1,250円）を再提出先の全日制高校の窓口において、現金で納付する。）						
	高等学校等 中途退学者 で高等学校 での修得単 位がある者	第1学年相当							第2学年相当以 上の募集を 行わない。
第2学年 相当以上		志願変更をすることはできない。							
検 査 等 の 実 施			面接及び作文						
選 考（合 格 候 補 者 の 決 定）			(1) 1 ～ 3 部（八王子拓真高校(チャレンジ枠)においては、1 部、2 部）の募集人員を合計した人員を、審査結果の順により決定する。 (2) 部ごとに、前項(1)の人員のうち、その部を第1志望とした者の中から合格候補者を決定する。 第1志望で募集人員に達しない部は、その不足人員を(1)の人員のうちから志望の順位に基づき、審査結果の順に充足する。 (3) 特別枠の合格候補者が募集人員に満たない場合は、中学校を卒業する見込みの者又は既に卒業した者で充足することができる。 (4) (2)及び(3)の方法により充足しない部がある場合、当該の部について、合格候補者となっていない受検者の中から、審査結果の順に、当該の部の志望の有無に基づき充足する。その際、充足しない部が複数ある場合は、審査結果の順に、当該の部の志望の有無に基づき、志望の順位により充足する。						

(注1) 都内の中学校を卒業見込みの者を除き、都外に住所を有し、入学日までに都内に転入することが確実な者は、転居を証明する書類を提出する。
(注2) 都内の中学校を卒業見込みの者を除き、都外に住所を有し、勤務先が都内にある場合は、住民票記載事項証明書に代えて、勤務先を証明する書類を提出する。